

施設使用料

市内利用者使用料
(市外利用者使用料)

使用区分		使用料						超過時間
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	
		8:30 ~ 12:30	13:00 ~ 17:00	17:30 ~ 22:00	8:30 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00	
ホール	平日	6,000円 (7,200円)	7,000円 (8,400円)	10,000円 (12,000円)	13,000円 (15,600円)	17,000円 (20,400円)	23,000円 (27,600円)	2,300円 (2,700円)
	土、日曜日 及び休日	8,000円 (9,600円)	9,000円 (10,800円)	12,000円 (14,400円)	17,000円 (20,400円)	21,000円 (25,200円)	29,000円 (34,800円)	2,900円 (3,400円)
ホワイエ (専用使用の場合)		800円 (900円)	900円 (1,000円)	1,200円 (1,400円)	1,700円 (1,900円)	2,100円 (2,400円)	2,900円 (3,300円)	300円 (300円)
その他	楽屋 会議室402 和室 スタジオ802	400円 (400円)	500円 (600円)	700円 (800円)	900円 (1,000円)	1,200円 (1,400円)	1,600円 (1,800円)	200円 (200円)
	会議室401 研修室501 研修室502 研修室503 会議室701 会議室702 創作室 スタジオ801	600円 (700円)	700円 (800円)	900円 (1,000円)	1,300円 (1,500円)	1,600円 (1,800円)	2,200円 (2,500円)	300円 (300円)
	料理実習室 多目的レッスン室 調整室	800円 (900円)	900円 (1,000円)	1,200円 (1,400円)	1,700円 (1,900円)	2,100円 (2,400円)	2,900円 (3,300円)	300円 (300円)
	展示ギャラリー	800円 (900円)	900円 (1,000円)	1,200円 (1,400円)	1,700円 (1,900円)	2,100円 (2,400円)	2,900円 (3,300円)	300円 (300円)
団体事務室各区画		1月 10,000円						

● 備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日（2に規定する休日及び規則に定める休館日を除く。）をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 1人3,000円を超える入場料を徴収して使用する使用料の額は、当該区に定める額の100分の300に相当する額とする。
- 営利又は営業のために使用する使用料の額は、当該区分に定める額の100分の300に相当する額とする。
- 品等の販売のために使用する使用料の額は、当該区分に定める額の100分の400に相当する額とする。
- ホールを専ら練習、準備又は片づけのために使用する使用料の額は、当該区分に定める額の100分の60に相当する額とする。
- 【市内に住所を有しない個人】又は【市内に事務所若しくは事業所を有しない団体】が使用する使用料の額は、当該区分かつこ内（市外利用者使用料100分の120に相当する額）の（4から7までの規定により増額等された場合は、増額等された額）額とする。
- 4から8までの規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは切り捨てる。